

介護老人保健施設 希の里

## 施設サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人積善会(以下「本会」という。)が開設する介護老人保健施設希の里(以下「施設」という。)が行う指定老人保健施設事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な施設事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2. 当施設は、利用者本位の姿勢をとり、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
3. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、事業の実施にあつては、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
4. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
6. 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 老人保健施設 希の里
2. 所在地 大分県豊後高田市呉崎755番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(医師・常勤職員1名)  
管理者は、事業所の従業者の医学的管理及び業務の管理を行う。
2. 医師 1名以上(常勤換算法で1.0人以上)  
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
3. 相談員 1名以上(常勤)  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
4. 介護支援専門員 1名以上(常勤)  
施設サービス計画の作成等を行う。
5. 看護職員 8名以上(常勤換算法で8.0人以上)  
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
6. 介護職員 25名以上(常勤換算法で25.0人以上)  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
7. 栄養士又は管理栄養士 1名以上(常勤)  
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。
8. 作業療法士等 2名以上(常勤換算法で2.0人以上)  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
9. 薬剤師 1名以上  
入所者に対して、服薬指導、管理を行う。
10. 調理員、事務員、その他従業者 3名以上  
施設運営上の事務業務、施設維持管理等を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は95名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。

(サービスの内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。また、提供の開始に際して、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、事業約款及びその他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者又はその家族の同意を得るように努める。

(受給資格等の確認)

第8条 事業の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(資格者証を含む。以下同じ。)によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2. 事業の提供を求められた場合には、入所者が提示する被保険者証に介護

保険認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って事業の提供を行うように努める。

(入退所)

第9条 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、事業を提供するものとする。

2. 正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

3. 入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じるように努める。

4. 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5. 入所者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等に照らし、定期的にその者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。

6. 前項の検討に当たっては、医師、看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7. 入所者の退所に際しては、本人又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 事業の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう援助するように努める。

2. 要介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、入所者に対して必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第11条 入所者の被保険者証の備考欄に、入所及び退所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を記載する。

(健康手帳への記載)

第12条 健康手帳を有する入所者に対して行った事業に関し、その者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、8:30～19:00。
- ・ 消灯時間は、21:00。
- ・ 外出・外泊は、事前に職員まで連絡する。
- ・ 飲酒・喫煙決められた場所(喫煙所)でのみ可能とする。

- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、事前に職員まで連絡する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、記名して職員まで連絡する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、事務職員へ相談する。
- ・ 外泊時等の施設外での受診の場合は、事前・事後でも職員まで連絡する。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(利用者負担の額)

- 第14条 施設の利用料は別紙に掲載の料金により支払いを受けるものとする。
2. 前項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。また費用の額を変更するときは、あらかじめその変更について文書により説明し同意を得るものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第15条 事業を受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス計画の作成)

- 第16条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(この条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するよう努める。
3. 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する事業の提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。
4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得る。
5. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、事業の提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握

握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの取扱い方針)

第17条 入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、当該入所者の療養を妥当適切に行う。

2. 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3. 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4. 事業の提供に当たっては、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

5. 介護老人保健施設は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

2. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

3. 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。

4. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

5. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。

6. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に使用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 当施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

2. 当施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。

3. 当施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。

4. 当施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第20条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うよう努める。

2. 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきする。
3. 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
4. おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
5. 前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
6. 入所者に対して、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に適温で提供するよう努める。

2. 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(相談及び援助)

第23条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うよう努める。

(その他のサービスの提供)

第24条 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2. 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(身体拘束等)

第25条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に

周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第26条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(入所者に関する市町村への通知)

第27条 事業を受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第28条 入所者に対し、適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2. 当該施設の従業者によって事業を提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3. 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
4. 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人積善会 老人保健施設希の里・和の里 就業規則による。

(非常災害時対策)

第29条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら

れるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第30条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者(業務委託)は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

第31条 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院及び、協力歯科医療機関を定めておく。

(掲示)

第32条 当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第33条 当該施設従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。



(苦情処理)

第35条 提供した事業に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2. 提供した事業に関し、介護保険法の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供した事業に関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(会計)

第37条 事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第38条 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2. 入所者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第39条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第40条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

- 第41条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第42条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第43条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
  - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項は、医療法人積善会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

- ・平成15年4月1日  
職員人数を変更及び利用料の明記を追加する。
  - ・平成15年11月1日  
職員人数(作業療法士人数)を2名から4名に変更
  - ・平成15年11月1日  
利用定員人数を80名から96名に変更
  - ・平成16年6月1日  
職員人数(介護支援専門員、看護職員、介護職員、作業療法士)の変更
  - ・平成16年6月1日  
第13条(施設の利用に当たっての留意事項)を追加する。
  - ・平成17年10月1日  
第3条2項所在地の変更、第14条利用料等の徴収変更、利用料負担説明書の追加
  - ・平成25年4月1日  
第38条 記録の整備 を「完結の日から2年間保存」 から「サービスを提供した日から5年間保存」へ変更、第39条 虐待防止に関する事項を追加
  - ・平成25年9月27日  
第29条 非常災害時対策 2項を追加する。
  - ・令和3年5月1日  
第4条 職員人数の記載方法の変更をする。第5条 入所定員数を96名から95名に変更する。
  - ・令和3年10月1日  
第2条運営の方針、第7条サービスの内容、第25条身体の拘束等、第28条勤務体制の確保、第29条非常災害時対策、第30条衛生管理等、第36条事故発生の防止、第39条虐待防止に関する事項、第43条その他運営を修正する。
- 第40条業務継続計画、第41条職員の服務規律、第42条職員の質の確保を追加

(別紙)

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

(1) 基本料金

介護保険施設の利用料は「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、施設が法定代理受領サービスを提供する場合には利用者から本人負担分の支払いを受けることができる。

(2) その他の料金

① 居住費及び食費は厚生労働省の定めるところにより以下の通りとする。

**利用者負担 第 1 段階 (生活保護) の居住費・食費の設定額**

	居住費	食費
多床室 (4 人・2 人部屋)	0 円	300 円
個室	550 円	

**利用者負担 第 2 段階の居住費・食費の設定額**

	居住費	食費
多床室 (4 人・2 人部屋)	430 円	390 円
個室	550 円	

**利用者負担 第 3 段階①の居住費・食費の設定額**

	居住費	食費
多床室 (4 人・2 人部屋)	430 円	650 円
個室	1,370 円	

**利用者負担 第 3 段階②の居住費・食費の設定額**

	居住費	食費
多床室 (4 人・2 人部屋)	430 円	1,360 円
個室	1,370 円	

**利用者負担 第 4 段階の居住費・食費の設定額**

	居住費	食費
多床室 (4 人・2 人部屋)	437 円	1,645 円
個室	1,728 円	

※食費に関しては 1 日分の費用の支払いを受けるものとする。ただし、負担限度額認定証を受けている場合には記載されている金額が 1 日あたりの上限金額とする。

② 特別室利用料 (1 日当たり)

・ 個室 A 室(南側)400 円、B 室(北側)200 円 (以上 2 タイプ)

③ 理美容代 実費 1,100 円から 2,000 円程度

④ 教養娯楽費 実費教養娯楽費は利用者又はご家族の自由な選択に基づきます。

⑤ 日常生活品費：1 日あたり 170 円

石鹸、シャンプー、タオル、おしぼり等の費用等施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。日常生活品費は利用者又はご家族の自由な選択に基づきます。

⑥ 電気製品使用料：テレビ、電気毛布等、持込品 1 点につき 1 日 50 円

⑦ クリーニング代 実費